

信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険の概要					
特 徴	団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険（以降、「団信就業・3大疾病団信」という）は、信金中央金庫を保険契約者、その加盟金庫（以下、金庫といいます）を保険金等受取人とし、金庫から融資を受けている賦払債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である金庫に支払い、その保険金等を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。				
保険金等名称	死亡保険金	高度障害保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金	就業不能給付金
保険金額等	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。被保険者一人あたりの限度額は、他の金庫からの借入も含めて、「一般団信」、「3大疾病団信」、「団信就業・3大疾病団信」を通算して1億円となります。			給付金額は、当該給付金の支払事由に該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額となります。	
保 険 金 等 が 支払われない 場合 （被保険者が 右記のような 事由に該当する 場合は、保 険金等をお支 払いできない ことがありま す。）	●告知義務違反による解除 ●詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ●重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。）				
	●保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき（その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。）				
	●保障開始日から1年以内に自殺されたとき ●被保険者の故意により高度障害状態になられたとき ●保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態になられたとき ●戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき	●保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき（被保険者ご本人がその事実を知っているといないにかかわらずお支払対象外です。） ●保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ●保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき（再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。）	●保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ●被保険者の犯罪行為 ●被保険者の精神障害（※） ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ●被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ●被保険者の薬物依存（※） ●被保険者の妊娠、出産 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの（その症状の原因の如何を問いません。） ●地震、噴火または津波 ●戦争その他の変乱 （※）お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。		
保障開始日	融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日）または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。				
これらの契約からの脱退	●融資を受けた金庫の賦払債務者がなくなったとき ●融資について期限の利益を失ったとき ●保険金のお支払事由に該当したとき ●所定の年齢に達したとき				
（ 備 考 ）	※1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの				
	※2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。				
	※3 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。				
	※4 「病院または診療所において手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』をご参照ください。				
	※5 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。				
保険正式名称	3大疾病保障特約付団体信用生命保険			団体信用就業不能保障保険	
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 （事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社）			明治安田生命保険相互会社	

・上記「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険の概要」は、住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。
・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

平成27年11月1日現在

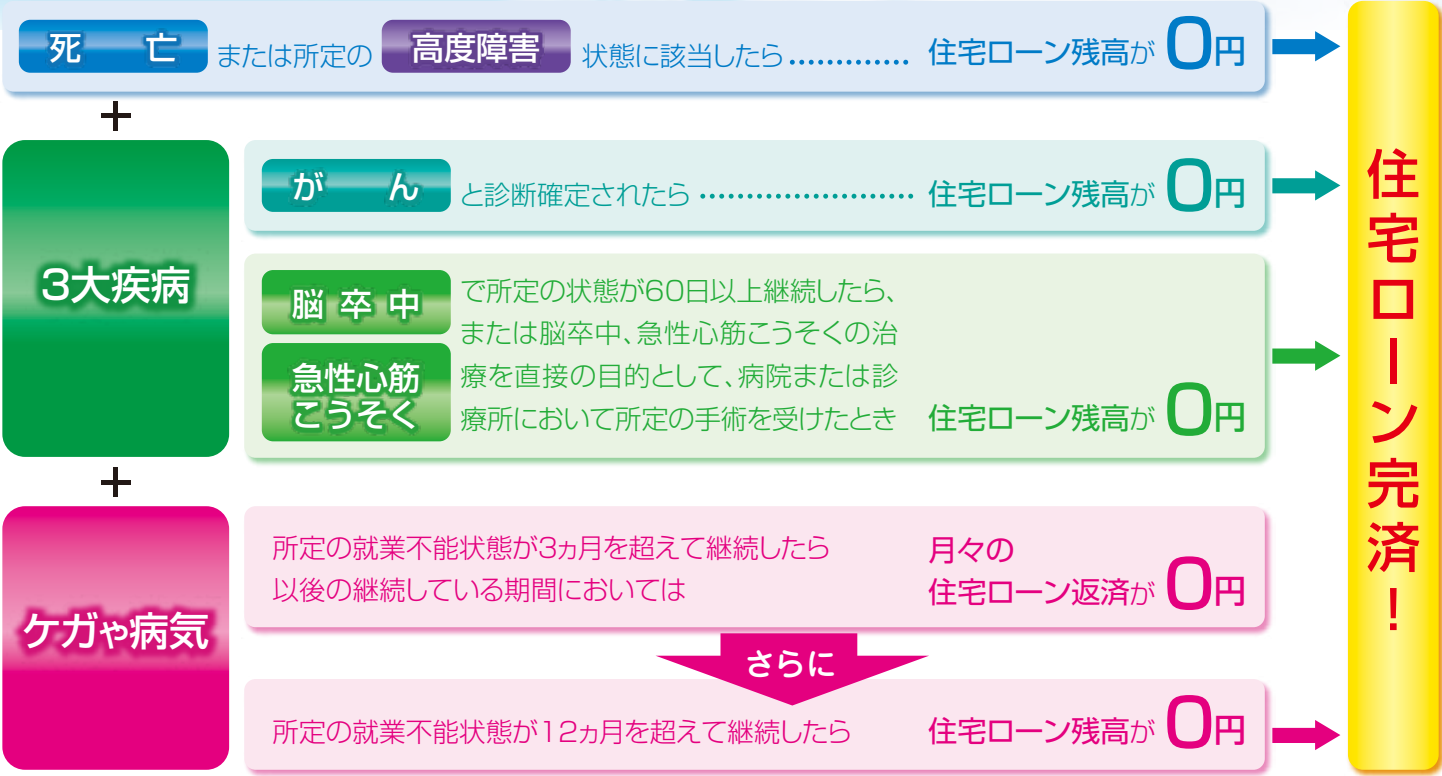


MY-A-16-LF-000067

但馬信用金庫 団体信用生命保険制度

団体信用就業不能保障保険 + 3大疾病保障特約付団体信用生命保険

「万が一への備え」に、「ケガや病気への備え」を加えて、
お客さまに住宅ローンご返済の安心をお届けします。



保険料が お手頃！	〔保険料例：ローン金額 1,000万円、融資期間35年、融資金利0.95%の場合〕	
	・3大疾病保障特約付団信加入の場合	→ 毎月の団体信用生命保険料（年率0.20%）＝ 937円!
	・団信就業・3大疾病団信制度加入の場合	→ 毎月の団体信用生命保険料（年率0.25%）＝ 1,174円!

ご加入について

①加入対象者
新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。
ただし、以下に該当する場合は、「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険」にはご加入いただけません。
・がん（悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます）の既往歴のある方
・告知日現在、病気またはけがにより休職中・休業中の方

②加入手続き
「申込書兼告知書」をご提出いただけます。なお、借入金額（保険金額）が3,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。
※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

保険契約者 信金中央金庫

この保険制度の特徴

ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。(以下、(*)は当パンフレットの裏表紙をご参照ください)

死亡

死亡されたとき

高度障害

保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態になられたとき(*)

がん

所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(*)

脳卒中

保障開始日以後の疾病を原因として、所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき(*)、またはその脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき(*)〔平成27年11月1日以降に受けた手術が対象〕

急性心筋 こうそく

保障開始日以後の疾病を原因として、所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき(*)、または急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき(*)〔平成27年11月1日以降に受けた手術が対象〕

ケガや病気

保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の就業不能状態(*)となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき

就業不能状態の
継続期間4~12ヵ月

毎月の
返済額を保障

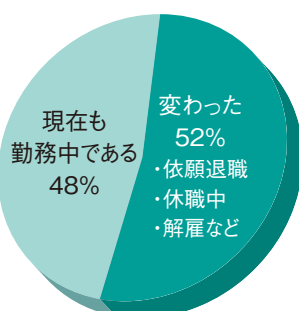
就業不能状態が
12ヵ月を超えたら

住宅ローン残高を保障し完済

万が一への備え(死亡・高度障害)

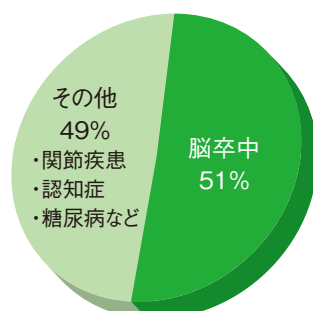
3大疾病への備え

がん罹患後の就労状況
(会社等にお勤めの方)



出典:厚生労働科学研究費補助金・厚生労働省がん研究助成金「がんの社会学」に関する合同研究班(主任研究者 山口 健)(平成16年)より明治安田生命保険(相)が作成

介護が必要となった
主な原因(40~64歳)

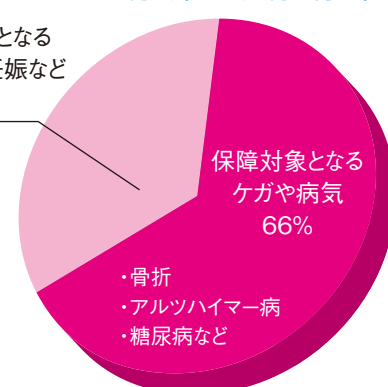


出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)

ケガや病気への備え

長期入院(4ヵ月以上)となる
ケガや病気(3大疾病を除く)

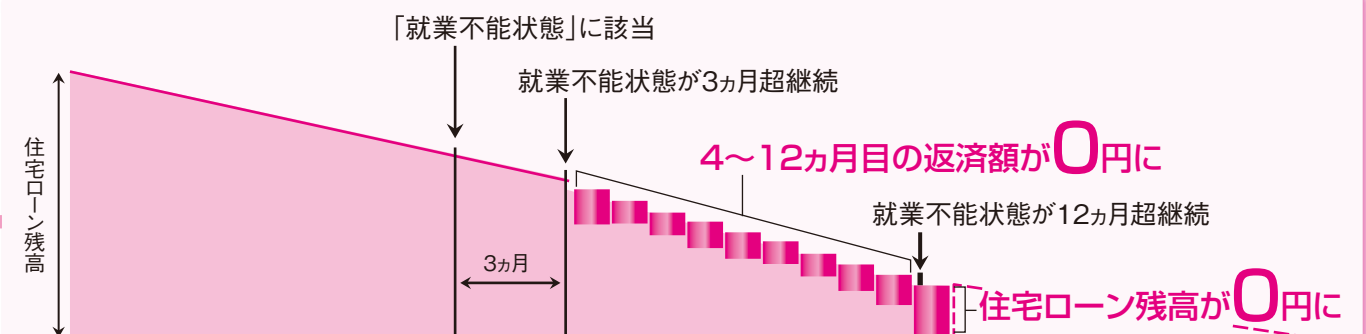
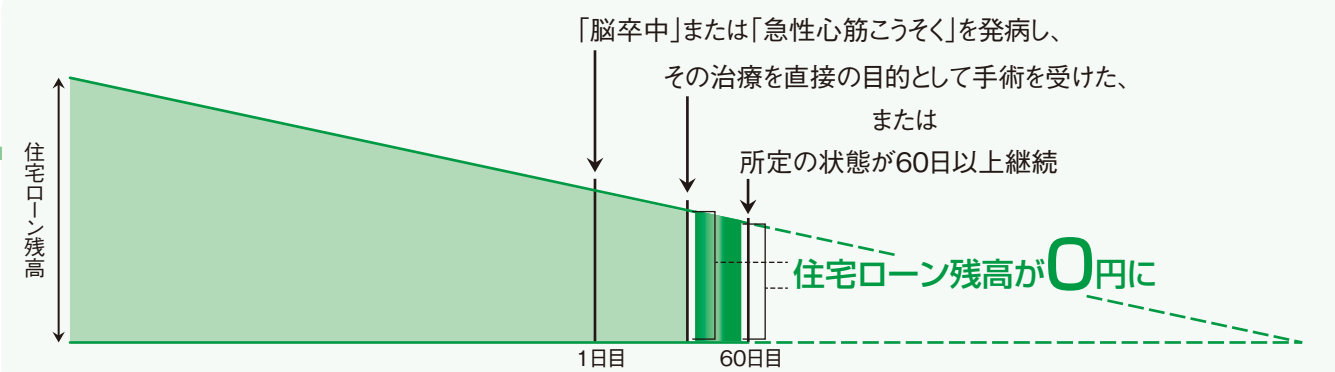
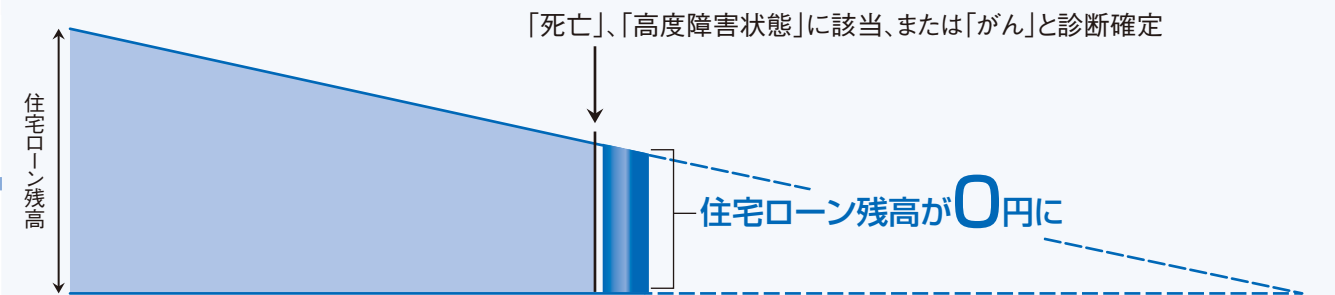
保障対象外となる
精神疾患や妊娠など
34%



厚生労働省「患者調査」(平成23年)より明治安田生命保険(相)が作成

お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



「所定の就業不能状態」について(*)

以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。

「入院」

「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること

▶ 上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとしします。

①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所

②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設

▶ 上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「在宅療養」

以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること

①身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの

②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

▶ 上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。